

号外

すだち

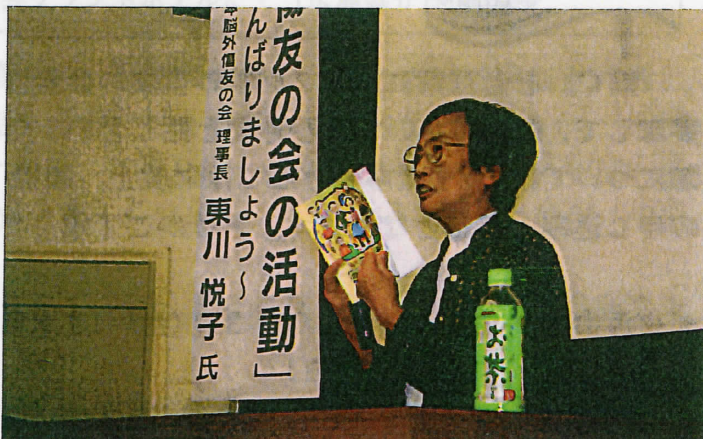
発行：
高次脳機能障がい
徳島家族会
住所：770-8006
徳島市新浜町3丁目
1-16
電話：088-662-4776

第6回定例会議

「日本脳外傷友の会」の活動

～一緒に頑張りましょう～東川悦子さん(NPO 法人日本脳外傷友の会理事長)

7月25日に徳島大学病院青藍講堂にて開催された第6回定例会議は、「日本脳外傷友の会」の活動について、NPO 法人日本脳外傷友の会理事長東川悦子さんを講師に迎え、当事者、家族、支援者等120名が参加しました。パワーポイントを使って全国各地の会の結成の様子や活動状況が報告されました。(写真/講演する東谷さん)



東谷さんは、「日本脳外傷友の会は2000年4月に全国の3つの会で連合体を結成し、谷間の障がいといわれた高次脳機能障がいの理解と支援を訴えて10年、現在は全国40団体が活動している。会の活動によって、障がいの行政的診断基準が確立、都道府県が取り組む専門性の高い支援事業として、各自治体が支援センターを設置、支援コーディネーターも配置しての相談支援の他、専門職とのネットワークを作り、支援にあたっている。2012年までに高次脳機能障がい支援拠点を設置することになっている。」と話されました。続けて、「家族会が設立されていない地域では、自治体の取り組みも極めて悪く、高次脳機能障がいってどんな字を書くのですか、と言われていたり、診断書が書いてもらえないなどの声もあり、障がい程度区分に全く引っかけからず、どこにも行くところのない当事者を抱えて困窮している家族が大勢いる。」と現状を報告。「そうした中私たちは、各地で作業所を全国で12ヶ所立ち上げ成果をあげている。介護者亡き後の不安からグループホームの設置は急務だ。」と話されました。子どもの脳外傷に熱心に取り組んでいる千葉のお話もあり、「24時間医療的なケアの必要な人のケアホームができれば、日本の障がい福祉、医療制度上画期的なことです。」とのことでした。

最後に、「道はまだまだはるか遠いのですが、『一人はみんなのために、みんなは一人のために』というのが、人生の終着駅に近い私の役割と感じています。」と締めくくりました。

高知・香川の仲間も参加

当日は、雨が激しく降る天気の中、講師搭乗の飛行機の到着が遅れ、会の進行を一部変更して進められました。

高知から7名、香川からは13名が参加、また行政や医療機関、家族会を支援いただいている協力機関からの出席もあり、講演会終了後、会場を近くに移し、講師を囲み懇親交流会が開かれました。

参加しての感想

徳島県下に家族会ができて以来、新聞やテレビ、ラジオに出て話をしてきましたが、この障がいがまだまだ社会にほとんど知られていないことが、改めてよくわかりました。周囲の人や知人に説明しても伝わらなくて困っているというのが現状です。

今、自分に何ができるかわかりませんが、何かできること、すべきことを、東川さんのようにやっていけたらと思います。(岩垣祥子)

ご案内

脳外傷友の会 第9回全国大会 IN ひろしま

安芸グランドホテルにて(広島県廿日市市)

「繋ぐ」を合言葉に、第9回脳外傷友の会全国大会が、下記の内容で開催されます。参加して、同じ障がいで悩む仲間と話し合い、交流を深めてはどうでしょうか。なお参加については、「すだち」としては財政上、組織としての参加は困難ですので、個々での申し込み、参加となります。どうかご了承ください。

《交流会》 2009年10月3日(土) 18時～20時

《大会》 10月4日(日)

9時30分 開会 日本脳外傷友の会活動報告

10時50分 「国の取り組みと広島県の実績と今後」

13時 シンポジウム「～繋ぐ～ 時を、人を、未来のため」

- ① 復職の失敗・引きこもり・社会復帰至る当事者家族
- ② 障がいに向き合い社会復帰を果たした当事者家族
- ③ 子どもの高次脳機能障がいについての問題点

16時 閉会 終了

《申し込み書同封します。》

お知らせ

すだち主催「高次脳機能障がい医療講演会」

家族会「すだち」では、来る11月8日(日)、損害保険協会、徳島大学の支援を受けて「高次脳機能障がい医療講演会」を開催することになっています。場所は徳島大学医学部、第二臨床講義室の予定。内容は、次のとおりです

◇池田学氏(熊本大学精神神経内科教授)

講演 「高次脳機能障がいの理解を深めるために」

◇中島八十一氏(国立身体障がいリハビリテーションセンター学院長)

講演 折衝中

《訂正とお詫び》 すだち「5号」の2ページ下から2行目「任意後見制度は、・・・家庭裁判所が行います。」を削除してください。訂正文を「任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。」とします。訂正してお詫びします。